

千葉県入札監視委員会令和5年度第1回臨時会議 審議概要

開催日及び場所	令和6年2月19日(月) 午前9時から午前10時15分まで ホテルプラザ菜の花 3階 「菜の花」	
委員	大杉 洋平(弁護士) 田部井 彩(中央学院大学法学部准教授) 寺部 慎太郎(東京理科大学理工学部教授) ◎ 轟 朝幸(日本大学理工学部教授) ○ 永井 香織(日本大学生産工学部教授)  (敬称略・五十音順)  ◎ 委員長            ○ 副委員長	
県土整備部幹部職員	菰田災害・建設業担当部長 高橋建設・不動産課長	
関係課	企業局計画課、企業局施設整備センター、企業局経理課、県土整備部技術管理課(事務局)、県土整備部建設・不動産課(事務局)、 県土整備部営繕課(事務局)	
審議対象期間	—	
審議内容	入札及び契約の過程に関する 再苦情の申立てについて	(備考)
委員からの意見 ・ 質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建 議 の 内 容	な し	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 委員会としては、答申をするが、意見を述べるのか、裁決のようなものをするのか。</p> <p>○ 指名業者の選定の判断と見積依頼との関係性につける問題である。</p> <p>指名に関する選定基準の中で「当該工事施工についての技術的適性」を勘案して選定する、具体的な話として、「発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること」とある。</p> <p>これを満たすような業者であるかどうかというのを、この見積もり辞退理由で要件を満たさないという判断で、指名業者選定から外したということ。</p> <p>他方で、この見積依頼書自体は、設計積算のためとあるので、あくまでも、設計価格を算出するための見積というふうに読める。</p> <p>見積辞退届の1から3の理由は、指名をした場合に、あなたは工事ができますかという質問のように見えて、1から3を選ぶと指名した場合、工事が難しいという理由付けのように、確かに読めるので、見積依頼は設計積算のためにやっているけれど、見積辞退理由では、指名した場合に工事ができるかどうかを聞いているような質問になっている。</p> <p>○ 様式を定めているものなのか。</p>	<p>○ 企業局の回答案に対する意見をいただくものです。</p> <p>○ 見積辞退の様式については、特に定めてはいない。業者から見積依頼の辞退に当たって、何か様式がありますかとの質問を受けて、この様式を渡しており、辞退届の様式自体は、定めはありません。</p>

<p>○ 今回のために作成した様式なのか。</p> <p>○ 見積辞退、これは、県全体で決まっている仕組み、制度か。他の部署と同じなのか、違うのか。</p> <p>指名選定基準と見積依頼との関係性、見積依頼で出てきた回答を基に指名するかどうかの選定をするということを前提に行われている見積なのか、あくまでも設計価格の算出のために行っている見積なのか。</p> <p>○ 指名業者の選定基準とかのところ、有資格技術職員が確保できると認められることが必要だという、資料に書いてあるところは理解している。</p> <p>今の説明は、この見積依頼というのは設計価格の算出のために行っているものという説明。</p> <p>他方で、この見積辞退理由をみると、結局、その設計価格の算出ができるかどうかという理由ではなく、この工事を指名した場合に工事ができるかどうかという質問に回答させているように読める。しかも、それを基に指名業者の選定をしており、もはや、設計価格の算出のためという目的ではない見積依頼になっているのではないか。</p> <p>○ 見積辞退理由について、様式はないかと求められて、独自に書式を作成し、渡した</p>	<p>○ そのとおりである。</p> <p>○ 企業局の基準は、知事のを準用して作成しており、見積依頼の様式については、知事の見積基準を準用している</p> <p>○ 一部見積りの依頼は、工事の積算に当たり、県の単価や刊行物などに単価の設定がない、歩掛の設定がないものについて、積算に必要となるため、見積りを徴取している</p> <p>今回、積算の一部について、見積りを設計書に一部組み込み、予定価格を算出している。</p> <p>一部見積の依頼を辞退したということ、その辞退理由を含めて、指名業者の選定を行った。</p> <p>○ 一部見積りの辞退については、辞退届を出すよう依頼しているが、様式は定めがなく、見積を辞退したいが様式等があるかという問い合わせを受けて、一例として、送付したもので、当該箇所丸をつけて返送していただいた。</p> <p>その理由が、この工事を受注した場合、技術者の確保が困難であると書かれていたため、指名業者として選定しなかった。</p> <p>○ 様式を渡したときに、指名に影響するとは伝えていない。</p>
--	---

ということだが、記載されている辞退理由は、見積を辞退した理由ではないのでは。これは見積ができないという理由を聞いているのか、指名した場合に工事が受注できないという理由を聞いているのか、もし、後者だとすると、そういうものとして扱うということを業者に説明して出させているのか、説明せずに、単純に様式はないかと言われて、この様式を使うようにと渡しただけなのか。

○ 見積辞退届を見ると、「上記について指名を受けましたが」とあるので、これは違和感がある。この様式は過去にも使われたものか。

○ 見積の辞退届、理由ではないと、いうところが混同してしまっている

○ 見積りという仕組み自体がよく分からない。

必ず見積りをとってから手続を行うというような規定が県にあるか。

見積有効期限が180日とあるが、県で全体的に定まっているものなのか。

○ 過去にあったものを参考にしているが、指名競争入札で辞退する理由をベースに作られたもの。

○ ある工事を発注する際に、県で予定価格を決めるために、何が、数量いくつあって、単価がいくらで、合計でどれくらいの額になるという、設計書なるものを作る。

その際に、システムで使う単価表というものを作っている。

単価表は、民間の資料で、工事価格を刊行物として発行している会社に依頼しており、あとは、施工の歩掛の書籍等を基に設計書を作成する。

しかしながら、単価表には、工事で使う全てがそろっているわけではない。

例えば、今回作りたいものの中にその単価がなければ見積りをとる。

知事部局の営繕工事では、それぞれのメーカーに分からない部分の見積依頼をする。

メーカーの見積りの妥当性を確認しながら単価化する。

<p>○ 市場価格というのは、どのように判断するのか。</p> <p>○ その時点では、指名候補者にコンタクトをとることは通常ないということか。</p> <p>○ 企業局は、どのようにしているのか。</p> <p>○ 今回だけでなく、他の事業というか、入札でも同じ対応をしているか。</p> <p>○ 6月に一部見積りをとって8月に入札。この6月に見積りをとるのは、何社に依頼したのか。</p> <p>○ 6者に見積りを依頼し、何者から見積りが提出されたのか。</p> <p>○ 残り3者は見積り依頼を辞退しているのか。</p> <p>○ 見積りを提出した3者は、入札の候補者の12者の中に入っていて、辞退した3者は入っていないと考えてよいか。</p>	<p>それから、設計書を作成するという手順を経ている</p> <p>○ 市場価格というのは、メーカーにヒアリングをしています</p> <p>○ 知事部局の営繕工事では、通常、工事業者に一部見積りを依頼することはしていない。</p> <p>○ 今回の工事は、千葉県公共建築工事積算基準を使っており、その中に専門工事業者という記載もある。 企業局としては、専門工事業者ということで、実勢というか、調査するために、工事を施工する業者に調査した。</p> <p>○ どうしても専門工事業者からとらざるを得ないものがある。特殊な製品とかで一般に出回っていないものであるとか、製造から現場の設置、施工が一貫して行われるようなもので、その業者が元請となるようなものの中にはある。見積りを取る内容による。</p> <p>○ 6者です。</p> <p>○ 3者です。</p> <p>○ 辞退している。</p> <p>○ 辞退した3者は、指名していない。</p>
--	---

<p>○ この3者は、見積りを辞退していなかったら、指名業者の12者に入っていたのか。</p> <p>○ このやり方は、過去のやり方も全て同じような基準に則ってやっているのか。 12者中、6者に見積りを依頼するというのは、毎回、6者をお願いしているのか。何か基準はあるのか。</p> <p>○ 辞退した場合には、指名の対象にはならないかもしれないという話は、見積りを依頼する時点で、あらかじめ伝えているのか。</p> <p>○ 今回、見積りをとった理由と具体的に何の見積りをとったのか。</p> <p>○ 具体的に、見積りの内容はどのようなものか。</p>	<p>○ 入っていた。</p> <p>○ 当局の積算基準上は、原則3者以上という規定になっています。6者になってはいけないとか、そういうことはない。 知事部局の営繕工事の積算基準上は、複数者となっている。 今回は、単価の設定に必要ということで6者となっている。 他の案件も全てそうかという質問については、一般競争入札で行っている案件が多く、指名競争の案件は少ないという中だが、例えば、設計業務委託で見積を徴取する場合には同様なことが起きるが、それにつきましては全て同じ対応をしている。</p> <p>○ 伝えていない。</p> <p>○ 見積りを取った理由は、積算に当たって、県の単価や刊行物に単価がない、歩掛も設定されていないということがあり、積算上、公の資料とか公表されたものに単価設定や歩掛設定がないため、予定価格の算出上、必要なものであった。</p> <p>○ 具体的な内容は、5品目。屋外分電盤、LEDポール灯、LEDソーラーライト、汚水汚物用水中ポンプ、制御盤付きのもの、ハンドホールの1,000×1,000Hである。 実際に設計に用いたものは、このうちの4品目で、LEDソーラーライトにつきま</p>
--	---

<p>○ 見積りをとったものは、既製品か。</p> <p>○ 先ほどメーカーに見積をとるということだったが、それはしているか。</p> <p>○ 既製品なら、メーカーに聞いてもよいのでは。人工は人工として計上されるのでは。</p> <p>○ 見積りの180日の根拠はどのようなものか。</p> <p>○ 通常、30日とか、もっと短いのでは。それこそ価格が急激に上がったたり下がったりという、市場の状況が変わることも考慮すると、180日だと逆に危ない気がする</p>	<p>しては、見積りはとったものの実際には使用しないということになった。</p> <p>資料には、設計書を添付してある。</p> <p>資料には屋外分電盤というものがある。これが見積りによって設定しているものである。その他に外灯1LEDポール灯、汚水ポンプ制御盤付き、ハンドホールである。</p> <p>○ ハンドホールは特注だ、ハンドホール以外は汎用品である。</p> <p>○ 今回はメーカーには取っていない。見積りを依頼した6者のうちの3者から提出された金額を基に設計書を作っている。</p> <p>○ 確かに、市場に出回っている量産品ですので、メーカーからとることもできた部分がある。ただし、ハンドホールは、特注品ということで、メーカーにも問い合わせたが、メーカーとしては施工費が出せないということがあり、今回の設計で、ハンドホールは、材工共で見積りをとっている。</p> <p>工事費込みで見積りをとっており、ハンドホールは専門工事業者からとらざるを得なかった。</p> <p>○ 180日については、明確な根拠はない。</p> <p>通例で180日程度を設定している。積算に遅れが生じた場合とかにも対応できるように、ある程度余裕をもって設定している。</p> <p>○ 千葉県でどうかは、分からないが、当センターで発注しているものについては、180日程度を設定していることが多い。</p>
--	--

<p>るが、それでも千葉県では180日が通例なのか。</p> <p>○ 見積依頼書に「なお、この見積りに係る当局の発注に際し、入札に参加できない場合がありますので、御承知おきください。」とあるが、これはどのような趣旨で入れている文言なのか。</p> <p>○ なぜ、入札に参加できなくなるのか。</p> <p>○ 入札の参加資格を有していない「見積を行った人」は参加できませんよという趣旨だけか。</p> <p>○ 具体的にどういう場合か。 参加できないとの結論になるのは、「指名業者の選定基準に合致しない場合」という趣旨か。 見積りを提出してもらったが、指名業者の選定基準に該当しない場合もあるから、そういう場合は参加できませんよという趣旨か。</p> <p>○ 見積依頼に対する回答の内容だけではという趣旨なのか、それとはまったく無関係の理由で参加できない場合があるという趣旨なのか。</p> <p>○ 企業局の狙いとしては、この理由を持って指名業者の選定をしようという考えは、元々あったのか。</p> <p>○ 業者の方からの主張として、見積り辞退を行った令和5年6月には技術者の確保が</p>	<p>○ 部分見積を取る場合に、見積りを依頼した会社が、入札に参加できない場合もあるため、そのような趣旨で記載している。</p> <p>○ 例えば、メーカーであれば参加できないとか、工事業者でないので参加できないこともある。</p> <p>○ 今回の案件では、指名し得る業者から見積を徴取していますので、入札に参加できない場合がありますよという趣旨もある。</p> <p>○ 指名審査会に諮って決定しますので、選定の過程で何かしらの理由で指名できない場合もある。</p> <p>○ 見積りを辞退した場合には入札に参加できないという趣旨で書いたものではない。</p> <p>○ 通例ですね、設計業務委託では見積り辞退があった場合には指名しないため、今回の案件でも、辞退があれば指名することはなかった。</p> <p>○ 技術者については、現場ごとに専任で配置しなければいけないという条件がある。</p>
--	--

<p>困難だったけれども、配置状況が日々変わるので、2か月後では可能であったような主張も出ている。</p> <p>それ自体は普通にあり得ることと考えてよいのか、通常、2か月程度ではそこは変えられないのか、どういう風に評価されるものなのか。</p> <p>○ 見積り依頼の時点である程度指名業者を絞っていたということか。</p> <p>通常はそういうものなのか。ずいぶん早くから指名業者を決めていて、見積りをとったのか、それとも指名業者とは関係なく見積りをとるのか。</p> <p>○ 普段から、指名業者を念頭に置いて見積りをとっているということか。</p> <p>○ 指名業者を選ぶ時の基準として、総合的に勘案することとあるが、「総合的」の中に、今回説明されている、辞退届の理由の中にあつたものが勘案されたということか。</p> <p>○ 具体的に総合的とはどういう風に判断したのか。</p> <p>○ 時間となるが、委員から企業局に対する質問を挙げていただいて、その後の対応をどうするか。</p>	<p>工事が完成すれば技術者の空きが出るということになる。今回の案件は、夏場ということもあり、一般的には、工事の本数が多い、忙しい時期で、推測となるが、業者の方で終わるものがあれば、技術者がいた可能性はある。</p> <p>ただ、一部見積りをとってから、発注までの期間は、約1か月であり、通常的设计・入札にかける作業としては、標準的か、むしろ早いぐらいのペースである。</p> <p>○ 6月に見積りを依頼する前に、所内で見積業者をどうするのかという決裁をとる。決裁をとってから見積り依頼をするようにしているが、その段階で指名業者を決めるまではしていないが、業者の選定も視野に入れて、業者を6者選んだ。</p> <p>○ 指名競争入札の場合、施工業者となり得る業者から見積りを取るときには、指名することも見据えて見積業者の選定作業をしている。</p> <p>○ そのとおりである。</p> <p>○ 今回の場合は、当該入札に係る発注金額に応じた等級ということで、A等級、同種工事の施工実績などをチェックしている。これらのことを総合的に勘案している。</p> <p>○ 委員から、まだ質問が出ると考えるので、事務局で委員の質問を集約し、企業局からまとめて回答を示す形としたい。</p>
---	---